

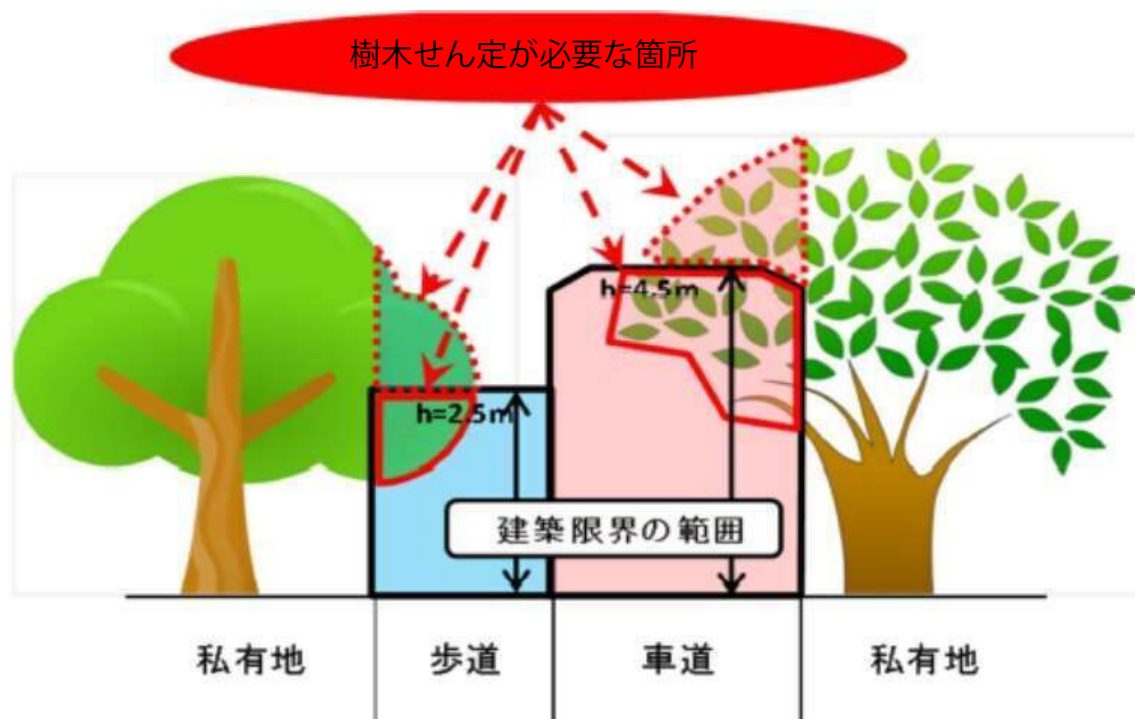


敷地内の草木を放置すると、道路に越境して交通の支障となる場合があります。私有地から出ている草木は土地所有者に所有権があるため、はみ出した草木が原因で事故が発生した場合は土地所有者が管理責任を問われることがあります（民法第717条・道路法第43条）。

皆さんが安全に道路を利用できるように、伐採等で草木の適切な管理をお願いします。

○車道高さ4.5m以内または歩道高さ2.5m以内に越境している樹木は、すみやかにせん定をお願いします。

○その他の越境している樹木についても、せん定をお願いします。



※建築限界とは（道路法第30条・道路構造令第12条）

道路上の安全な通行を確保するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲内に障害となるものを置いてはならないとしています。これを建築限界といいます。

私有地の草木が通行の支障になっている際のお問い合わせ

印西市道路管理課 管理係：0476-33-4669

市道の草木が通行の支障になっている際のお問い合わせ

印西市道路維持課 維持係：0476-33-4670

その他農地や空き家、空き地等については下記担当へご相談下さい。

○**農地**に関することでお困りの場合

印西市農業委員会

0476-33-4707

○**国道・県道**の雑草についてお困りの場合

千葉県印旛土木事務所維持課

043-483-1146

○**空き家**に関することでお困りの場合

印西市開発建築課

0476-33-4657

○**空き地**の雑草等でお困りの場合

印西市環境保全課

0476-33-4495